

横浜市宅内雨水浸透ます設置要綱

制 定 平成 19 年 3 月 26 日 環創管保第 1415 号(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の建築物の敷地内（以下「宅内」という。）への雨水浸透ます設置に関して、適正施工のために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この要綱は、宅内に雨水浸透ますを設置する場合に適用する。ただし、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)及び横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号)の規定が適用され、雨水浸透ますの設置が条件となっているもの並びに公共下水道に接続する「接続雨水浸透ます」は除く。

(設置できる地域)

第 3 条 宅内に雨水浸透ますを設置できる地域は、原則として、「浸透施設設置判断マップ(平成 17 年 3 月作成)」で「適地」と判定されている地域とするが、「適地」以外の地域であっても、必要な現地調査等を行い、設置が可能であると確認できた場合は、設置できるものとする。ただし、「不可地」と判定されている地域には設置できないものとする。

(設置条件)

第 4 条 雨水浸透ますは、次の各号に掲げる条件を満たすとき設置できるものとする。

- (1) 雨水浸透ますに導入する雨水は、屋根排水とすること。
- (2) 雨水浸透ますの排水管は、排水設備に接続し、公共下水道又は水路等に接続すること。
- (3) 合流地域においては、汚水が雨水浸透ますに流入しない構造とすること。
- (4) 現地調査(地形、土質、地下水位等の確認)を実施し、設置が可能であると確認済であること。

(設置基準)

第 5 条 雨水浸透ますの設置については、別表に定める「宅内雨水浸透ます設置基準」によるものとする。

(維持管理)

第 6 条 雨水浸透ますの所有者は、雨水浸透ますへの土砂、ごみ及び落ち葉等の流入による目づまり等を防止するため、定期的な点検及び清掃に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

宅内雨水浸透ます設置基準

横浜市環境創造局

目 次

- 1 宅内の雨水浸透ますの構造について
- 2 宅内の雨水浸透ますの内径及び材質
- 3 建物等の離隔及びのり面高さ
- 4 土質条件
- 5 地下水位条件
- 6 「浸透施設設置判断マップ」を活用した設置可否の確認方法

1 宅内の雨水浸透ますの構造について

宅内の雨水浸透ますの構造は、別紙「図－１－（１）」及び「図－１－（２）」のとおりとします。

2 宅内の雨水浸透ますの内径及び材質

(1) 雨水浸透ますの内径は、150mm（樹脂製ます）を標準とします。ただし、内径の大きなものを設置することができる場合を除きます。

なお、次の表－１の左欄に掲げるますの深さ（泥だめを除いた深さ）に応じ、同表右欄に掲げる内径又は内のり幅を有するものとします。

(2) 材質は、樹脂製又はコンクリート製のものとします。

材質に応じて、次のとおりの内径を標準とします。

ア 樹脂製は、①内径 150mm、②内径 200mm、③内径 300mm とします。

イ コンクリート製は、①内径 300mm、②内径 360mm、③内径 450mm とします。

表－１ 「樹脂製ますの深さと内径」

ますの深さ(mm) (泥だめを除いた深さ)	ますの内径又は内のり幅(mm)
900 未満	150 以上
900 以上 1200 未満	200 以上
1200 以上 1500 未満	300 以上

3 建物等の離隔及びのり面高さ

雨水浸透ますの砕石外側から建物及び隣接境界等までの離隔は次のとおりとします。(図－２参照)

(1) 建物との離隔

原則として 30cm 程度の離隔を確保することとします。

(2) 隣接境界及び擁壁等との離隔

ア 隣接境界等にのり面がない場合

原則として 30cm 程度の離隔を確保することとします。

イ 隣接境界等にのり面高さ 2.0m 未満の擁壁等がある場合

原則として、のり尻部は 30cm 程度、のり肩部は 100cm 程度の離隔を確保することとします。

ウ 隣接境界等にのり面高さ 2.0m 以上の擁壁等がある場合

原則として、のり尻部はのり面高さと同じ距離以上の離隔、のり肩部はのり面高さの 2 倍以上の離隔を確保することとします。

4 土質条件

透水性（雨水を地下に浸透させる能力）が期待できない土質が分布する地域は、設置に適しません。雨水浸透効果が期待できる表層地層としては、上総層群を除く沖積層及び洪積層とします。

5 地下水位条件

地下水位が高い地域は、設置に適しません。

地下水位が高い地域では、浸透能力が減少することが予想されます。特に低地（地盤の低い地域）では降雨によって地下水位が鋭敏に上昇する場合があります、浸透能力が影響（著しく減少する場合があります）を受けます。

6 「浸透施設設置判断マップ」を活用した設置可否の確認方法

「浸透施設設置判断マップ」（図-3参照）とは、その地区が浸透施設の設置に適しているか適していないか（＝設置判定）を、50m 四方の平均的な地形、土質、地下水位及び傾斜地におけるのり面高の4つの判断要素から示したものです。また、適地、検討地、不可地の3つに大別され、検討地については判断要素の状況により4つに細分されています。

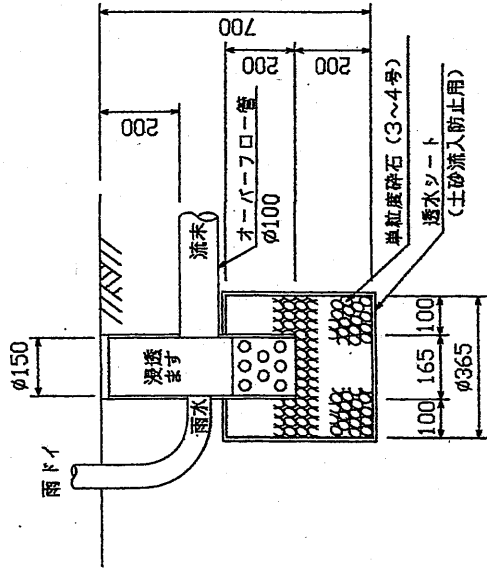
雨水浸透ますは、原則として「浸透施設設置判断マップ」で「適地」と判定された場合に設置できます。

ただし、「適地」以外の場合は、次の手順で現地調査等を行い、「設置可能地」と確認できた場合に限り、所定の離隔を確保し雨水浸透ますを設置できることとなります。

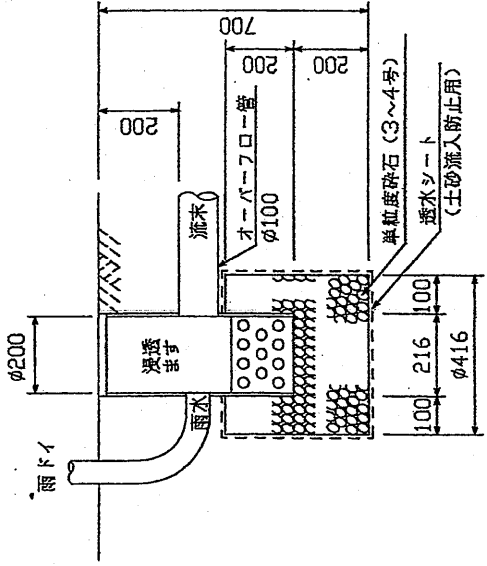
- (1) 「浸透施設設置判断マップ」により当該地区の設置判定（「適地」、「検討地-1」、「検討地-2」、「検討地-3」、「検討地-4」、「不可地」）を確認します。
- (2) 当該設置場所における設置判定ごとに、次に示す現地調査等を行い、最終的な設置の可否を判断します。
 - ア 「適地」
設置できます。（追加確認不要）
 - イ 「検討地-1」
 - (ア) 現地調査による確認
付近の表層土質が上総層群（固結シルト）以外の場合は、「設置可能地」です。
 - (イ) 雨水浸透ますの設置時の確認
雨水浸透ますの設置時の土質が、上総層群（固結シルト）以外の場合は、「設置可能地」です。
 - ウ 「検討地-2」
雨水浸透ますを設置する際に、掘削地山内で地下水が確認されない場合は、「設置可能地」です。
 - エ 「検討地-3」
のり面高が2.0m未満の場合は、のり尻部は30cm程度、のり肩部は100cm程度の離隔を確保でき、また、のり面高が2.0m以上の場合は、のり尻部はのり面高さと同じ距離以上の離隔、のり肩部はのり面高さの2倍以上の離隔を確保できる場合は、「設置可能地」です。
 - オ 「検討地-4」
上記イ及びウの確認を行います。
 - カ 「不可地」
雨水浸透ますを設置できません。（急傾斜地崩壊危険区域内）

図一1—(1) 宅内雨水浸透ます (樹脂製)

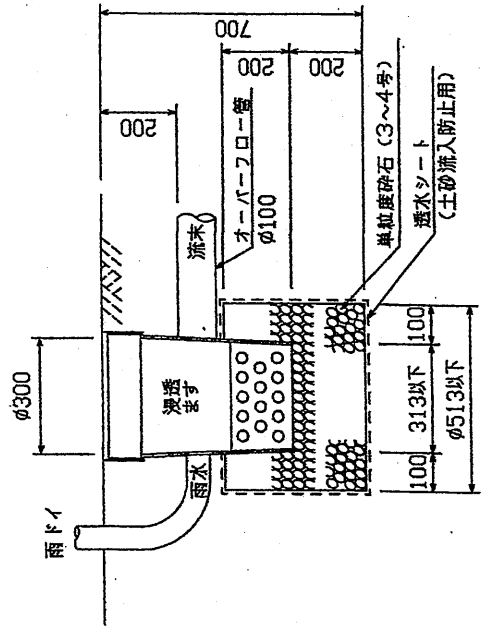
雨水浸透ます (φ150)



雨水浸透ます (φ200)



雨水浸透ます (φ300)

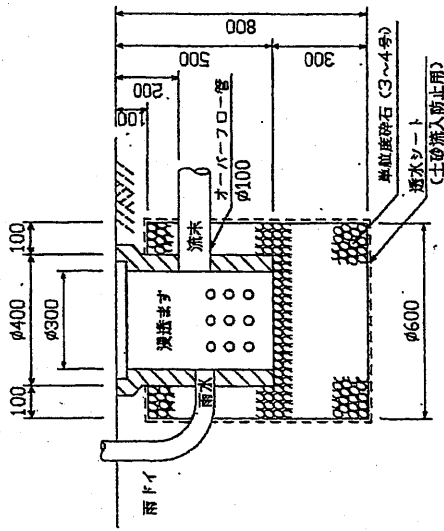


数量 総括表

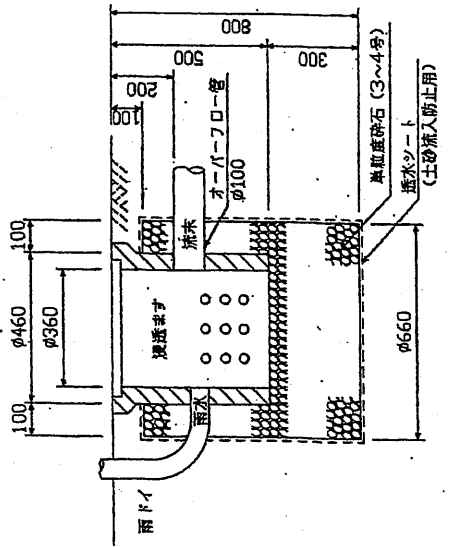
項目 ます	砕石工	透水シート	ます設置工	掘削工	埋戻工	残土工
	m ³ /ヶ所	m ² /ヶ所	ヶ所	m ³ /ヶ所	m ³ /ヶ所	m ³ /ヶ所
φ150	0.04	0.65	1	0.07	0.02	0.05
φ200	0.05	0.76	1	0.10	0.03	0.07
φ300	0.07	0.98	1	0.14	0.04	0.10

図-1-1-(2) 宅内雨水浸透ます(コンクリート製)

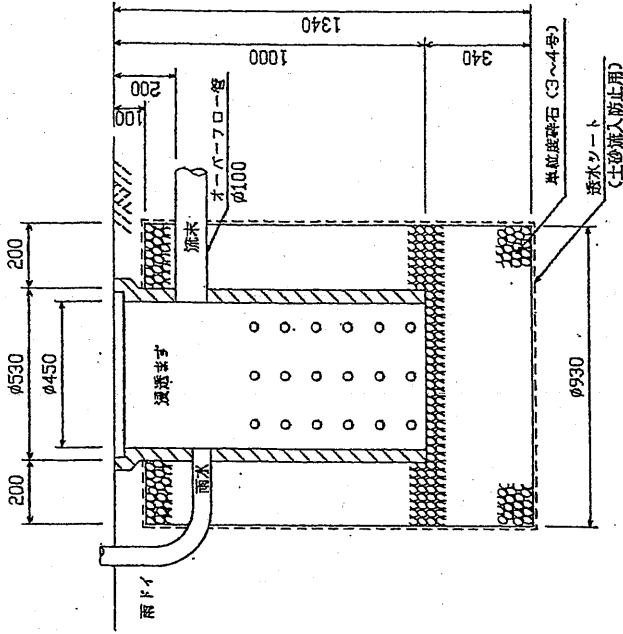
雨水浸透ます (φ300)



雨水浸透ます (φ360)



雨水浸透ます (φ450)



数量総括表

項目 ます	砕石 m ³ /ヶ所	透水シート m ² /ヶ所	ます設置工 ヶ所	掘削工 m ³ /ヶ所	埋戻工 m ³ /ヶ所	築土工 m ³ /ヶ所
φ300	0.15	1.94	1	0.23	0.02	0.21
φ360	0.17	2.17	1	0.27	0.02	0.25
φ450	0.64	5.24	1	0.91	0.05	0.86

図-2 雨水浸透ますと建物等の離隔

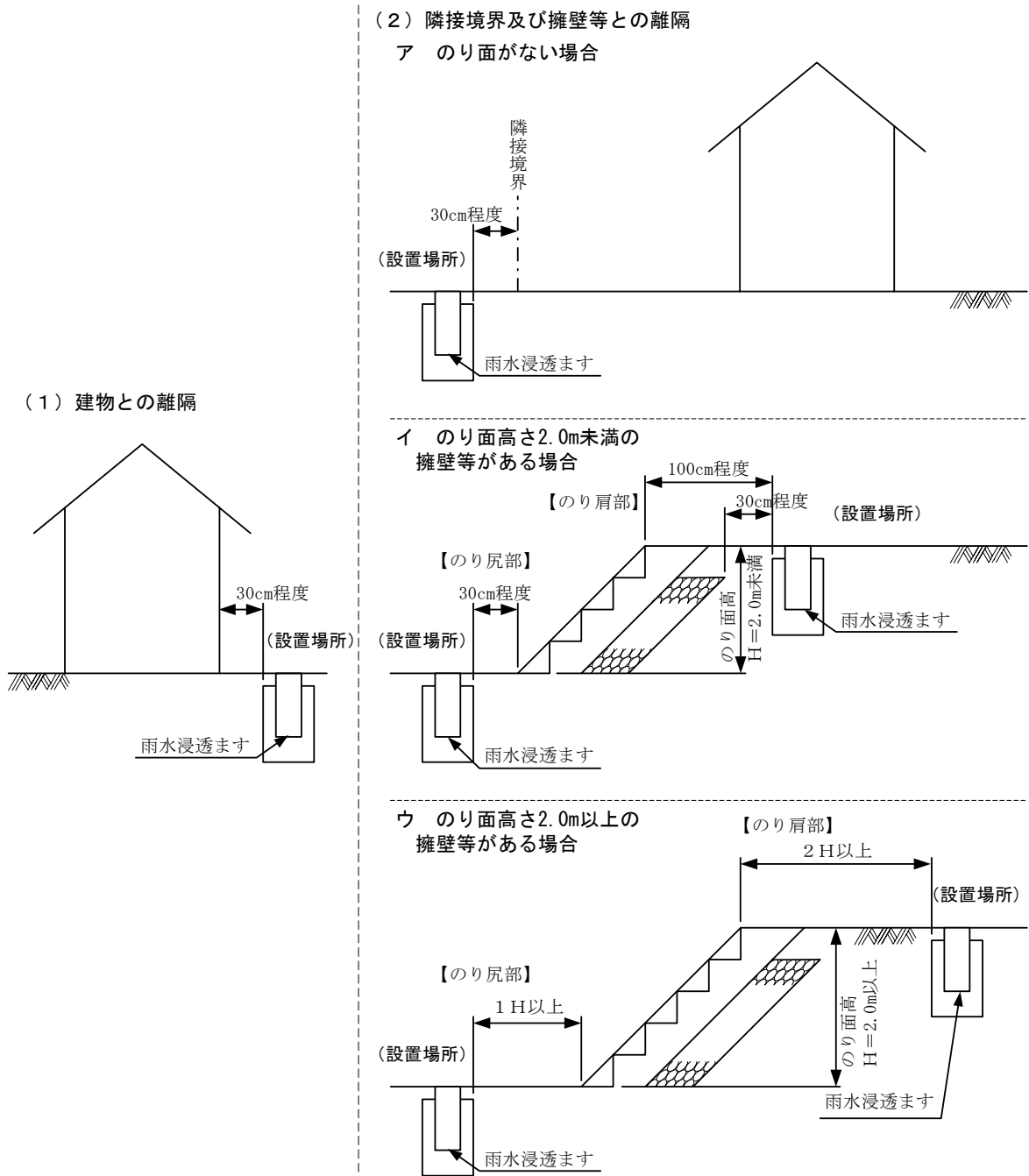


図-3 浸透施設設置判断マップ

